

審議会における水道料金の改定経過

審議年度	答申日	改定適用年月	使用料金（円） （2カ月 税込） 一般家庭13mmで 50㎡の使用料金	改定率	備考
【大町市水道料金審議会】					
平成7年度	平成7年9月28日	H8.4 （3月検針分）から	5,190	平均9.09%	企業債償還資金及び石綿管更新事業に充当するため改定 ◎昭和62年以來の改定 ※消費税3%
平成10年度	平成10年10月21日		5,290	据え置き	現行料金を平成11年度まで1か年据え置くことが適当、また平成12年4月以降の料金については再度検討を要する ※消費税5%
平成11年度	平成11年10月22日	H12.4 （3月検針分）から	6,120	平均15.8%	配水池の建設、老朽石綿管の布設替え等、施設整備拡充に伴い改定
（3年ごとに開催することとしているが、前回1年据え置きとしたため1年後の11年度に開催）					
平成14年度	平成14年11月6日	H15.4.1 使用分から	6,930	平均7.07%	計算しやすい料金表示形態を採用、さらに超過料金段階別方式廃止により改定
平成17年度	平成17年11月24日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
平成20年度	平成20年10月29日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
平成23年度	平成23年10月27日		6,930	据え置き	引き続き経営努力に努める
【大町市上下水道事業経営審議会】					
平成26年度	平成27年2月4日		7,120	据え置き	引き続き経営努力に努める ※消費税8%
平成29年度	平成30年3月23日		7,120	据え置き	引き続き経営努力に努める ※消費税10%
令和2年度	令和3年4月30日		7,260	据え置き	引き続き経営努力に努める